



# 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)

## 一次公募説明資料

本補助事業の概要、応募方法及び留意事項

(別紙)

第1号事業 説明資料

第2号事業 説明資料

令和8年1月  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会  
Ver. 1.0

# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和7年度補正予算額 700百万円】

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき、2050年ネット・ゼロ及び地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成を支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

### ②再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

### ③地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

## 3. 事業スキーム

### ■事業形態

- ① 間接補助1／2（原則上限10百万円）※対象施設により上限15百万円
- ② 間接補助3／4（上限25百万円） ③ 委託事業

### ■補助・委託

- ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）
- ② 地方公共団体 ③ 民間事業者・団体等

### ■実施期間

令和7年度

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

## 4. 事業イメージ

### ①再エネ設備の導入計画策定支援



### ②ゾーニング等支援



△陸上風力発電ゾーニングマップ  
出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ（令和5年2月 せたな町）

### ③理解醸成等支援





我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められています。

また、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づき、2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する取組として実施することが求められています。

地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニングなど多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に行う必要があります。

本事業では、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援（第1号事業）、再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援（第2号事業）を行うことを目的としています。

# 地域脱炭素（地域GX）



- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決**にも貢献し、**地方創生**に資する。

## 地域特性に応じた 再エネポテンシャル

- ・豊富な日照  
→太陽光発電
- ・良好な風況  
→風力発電
- ・間伐材や端材  
・畜産廃棄物  
→バイオマス発電
- ・荒廃農地  
→官農型太陽光
- ・豊富な水資源  
→小水力発電
- ・火山、温泉  
→地熱発電、  
バイナリー発電

## 地域経済活性化・地域課題の解決

### 企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

### 農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

### 観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

### 防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

### 再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
  - ・地域公共交通の維持確保
  - ・少子化対策への活用
  - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

## 産官学金労言

地方公共団体・  
金融機関  
中核企業等が  
主体的に参画



# 地域脱炭素の加速化に向けて

- 地域脱炭素の実現に向けては、**地方公共団体が主導**となり、**目標や計画の策定にとどまらず、具体的な脱炭素施策の実施を推進**していく必要がある。
- 地域脱炭素の取組を全国各地で進めることで、地域の実情にあわせた脱炭素の取組を加速させたい。

## 地域における脱炭素のメリットの出し方は多種多様

石川県珠洲市の太陽光パネル・蓄電池  
(震災時の行政機能維持)



写真提供：珠洲市



エネルギー自立

「山口県産 省・創・蓄エネ関連設備登録制度」  
を活用し設置された地中熱利用設備



産業創出

京都府宮津市の由良第一太陽光発電所  
手つかずの遊休地を整備しイノシシ害対策に



獣害対策

ローカルグッド創成支援機構  
稻垣憲治事務局長 プレゼン資料より

(写真：オムロンフィールドエンジニアリングHP)

北海道下川町（子育て支援＋不妊治療補助）



人口減少対策（+地元林業振興）

山梨県ZEH等支援制度（新築の例）

やまなし KAITEKI住宅	必須	すべての世帯
【要件】 ①長期優良住宅(R7.4.1以降新築基準)であること ②断熱等性能等級6以上 ③相当隙間面積1.0cm/m <sup>2</sup> 以下		20万円
さらに		
子育て世帯等※<加算額>		20万円

やまなし KAITEKI住宅／ZERO	すべての世帯
【要件】 ①一次エネ削減率 35%以上(再エネ除く) ②一次エネ削減率100%以上(再エネ含む)	20万円
+	
やまなし KAITEKI住宅／FORET	すべての世帯
県産木材使用量による区分 (いずれか)	
10m <sup>3</sup> 以上かつ50%以上	40万円
7.5m <sup>3</sup> 以上かつ40%以上	30万円
5m <sup>3</sup> 以上かつ30%以上	20万円

# すべての地方公共団体において求められる取組～「宣言」から「実行」へ～



■ 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、**地方公共団体実行計画（事務事業編）**を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行う**ことが求められている。

➤ 政府実行計画では、**2030年度までに温室効果ガス50%削減**（2013年度比）の目標に加え、**今般の改訂において2035年度に65%削減・2040年度に79%削減**（それぞれ同年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて以下の取組を記載。（現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定）

※地方公共団体実行計画(事務事業編)において、廃棄物処理事業・上下水道事業についても目標設定、取組の推進が求められる。

## 政府実行計画（令和7年2月18日改訂・閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

### 太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に太陽光発電設備を設置、2040年度までに**100%設置**。また、**ペロブスカイト太陽電池を率先導入**する。



ペロブスカイト太陽電池のイメージ

### 新築建築物

2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す、また、**既存建築物について省エネ対策を徹底**する。

※ ZEB Oriented : 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については**2022年度以降全て電動車**とし、ストック（使用する公用車全体）でも**2030年度までに全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を再生可能エネルギー電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上**を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

### GX製品

市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。

※GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

# 地域共生型再エネの導入の推進



再エネの最大限の導入のためには、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- ・適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- ・改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- ・環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- ・地域脱炭素の推進のための交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- ・地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

環境省による取組

- ・環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町での事例）
- ・各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いすれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

# 地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」の設定について

(地球温暖化対策推進法)



## < 制度 >

- 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・市町村が地域関係者と合意形成を図りながら、自然保護区その他の考慮すべき区域を除外<sup>※1</sup>したエリアから再エネを促進する区域（=「促進区域」）を設定<sup>※2</sup>。同区域内で、都道府県・市町村の認定を受けて実施される再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）は、環境アセスの配慮書省略や森林法等のワンストップ手続といった各種法令における手続の特例の対象となる。

※1 国の基準による除外すべき区域：国立公園特別保護地区、自然環境保全地域、生息地等保護区のうち管理地区 等  
都道府県の基準による除外すべき区域の例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊 等

※2 令和7年4月より、都道府県及び市町村が共同して促進区域を定めることができることとした。（以前は市町村単独での設定のみ）

## < 今後の取組 >

- 令和3年度より継続して、自治体による促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組の支援<sup>※3</sup>を実施。

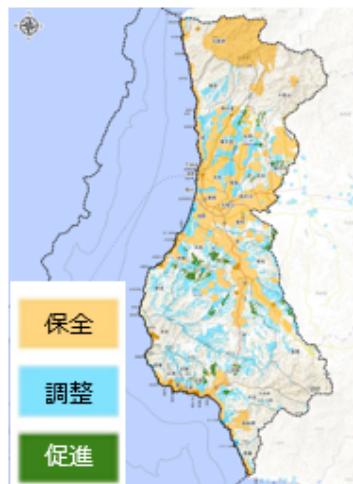
※3 地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成に係る費用の3/4（上限2,500万円）を補助。令和7年度補正予算（案）でも太陽光発電を含め措置。

- 促進区域の設定<sup>※4</sup>等に向けて、特に陸上風力発電について、資源エネルギー庁と連携して、北海道を中心とした伴走支援等の実施<sup>※5</sup>や税制措置を講じる。

※4 令和7年9月末現在、全国で66市町村（うち、風力は7）が設定済み。

※5 令和7年7月より、環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室の下に「再生可能エネルギー促進区域推進室」を設置。

- 優良事例の展開やマニュアルへの反映、区域内での事業創出に向けた理解醸成等の支援を実施。

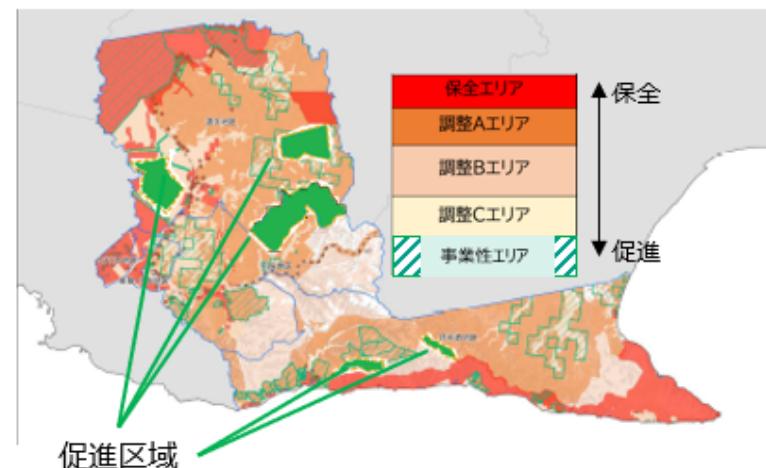


△陸上風力発電ゾーニングマップ（北海道せたな町）

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ  
(令和5年2月 せたな町)

太陽光発電ゾーニングマップ（北海道釧路町）▷

出典：令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費  
等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導  
入のための計画づくり支援事業）完了実績報告書（令  
和6年3月 釧路町）





## 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

補助事業	補助対象者
<p><b>第1号事業</b> 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画 策定支援事業</p>	地方公共団体と共同申請する民間事業者
<p><b>第2号事業</b> 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業</p>	地方公共団体 (都道府県、市町村、特別区。) 複数の地方公共団体で共同申請する場合、 本補助金の申請等を行う地方公共団体を補 助金の交付の対象となる代表者（以下「代 表申請者」という。）とし、他を共同申請 者とする。※1

※1 本事業は、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に定める地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定等を目的とした取組を支援する事業であることから、都道府県が代表申請者となり、複数の市町村又は特別区と共同申請するなど、複数の地方公共団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定が図られる場合は、単独の地方公共団体による申請よりも優先して交付対象とする。



## 補助事業期間

交付決定日以降  
契約等可能

補助事業	事業完了日＝支払い完了日
第1号事業	令和9年2月28日(日)
第2号事業	

・単年度事業

複数年事業による応募は不可となります。本公募は単年度での応募に限ります。



## (1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

- ① 応募者より提出された応募書類を基に、審査委員会による審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助金の採否を決定します。また、審査にあたり、必要に応じて資料等の追加提出を求める場合があります。
- ② 審査の結果、特に必要と認められた場合に、採択に条件を付し、当該条件に係る状況について事業実施中に協会より確認することがあります。
- ③ 各事業の審査項目については公募要領「IV. 補助対象事業の選定方法」をご参照ください。

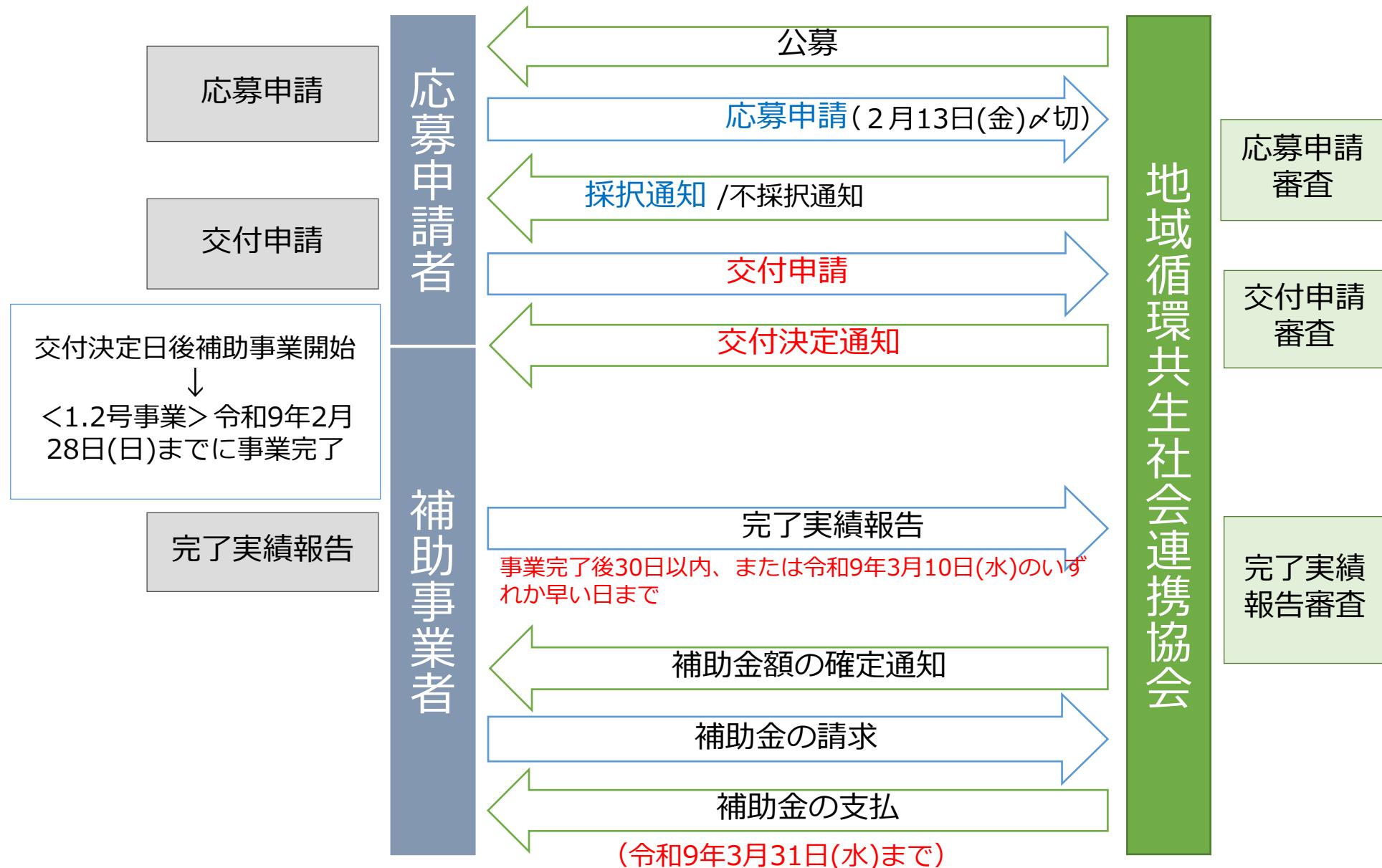
## (2) 審査について

応募者より提出された実施計画等をもとに、事業ごとに設定された項目について書類審査を行います。書類審査を通過した申請には、その後、外部有識者から構成される審査委員会の承認を受けて制定された審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。

# 補助事業全体の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで





## 応募申請方法

原則Jグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により、提出してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

「応募申請書類」（Word・PDFファイル）を公募期間内（厳守）にJグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により提出してください。

やむを得ずJグランツを使用できない場合に限り電子メールによる提出を受け付けます。

Jグランツでの申請にあたっては、補助金の代表申請者が事前に「GビズID」アカウントを取得する必要があります。アカウントの取得には2週間程度必要なため、「GビズID」アカウントを未取得の場合は事前に余裕をもって取得手続きを行ってください。

GビズIDのお問い合わせ先：<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

Jグランツ（補助金電子申請システム）については「事業者クリックマニュアル」をご参照ください。

・[事業者クリックマニュアル](#)

公募に関するお問い合わせは、「公募のお知らせ」掲載後、メールにて受け付けます。



# 応募申請方法

## 提出書類一覧 1/2

	提出書類	提出ファイル形式	(1) 地方公共団体	(2) 民間企業
1.2	様式 1 応募申請書※1、※2	Word (分割しないでください)	○	○
	様式 2 実施計画書※1、※2、※3		○	○
	様式 3 経費内訳※1、※2		○	○
3	別紙 令和8年度歳入歳出予算書 (見込書) 抜粋	Word等	○	×
4	その他参考資料※4	P D F等	○	○
4-1	経費に係る根拠資料（見積書、設計書等）	P D F等	○	○
4-2	会社概要パンフレット等※5	P D F等	×	○
4-3	決算報告書※6	P D F等	×	○
4-4	定款又は法人登記簿	P D F等	×	○
4-5	その他事業内容に必要な補足資料 ※第1号について調査対象施設リスト	P D F等	○	○



## 提出書類一覧 2/2

- ※ 1 必ず協会のホームページまたは、Jグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）からダウンロードして作成してください。
- ※ 2 事業ごとに記載いただく内容が異なります。注意事項等確認の上記載してください。  
また、**提出時は必ずWord形式（分割なし）で提出**してください。
- ※ 3 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※ 4 書式は自由です。PowerPoint形式の場合は、表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容をPDF形式でも提出してください。
- ※ 5 代表事業者の組織に関するパンフレット等、応募申請者の業務概要がわかる資料。
- ※ 6 説明資料として直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書。
  - ▶ 応募申請時点において法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。
  - ▶ 法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
  - ▶ 応募申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しません。
- ※ 7 その他参考資料（応募申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等）

※個人情報の取り扱いについては別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、ご提出ください。



# 応募申請方法

## 提出書類データについて

1.2

【様式1】  
応募申請書

【様式2】  
実施計画書

【様式3】  
経費内訳

Wordファイル形式(分割しないでください)

3

別紙令和8年度  
歳入歳出予算書  
(見込書) 抜粋  
申請者が民間企  
業である場合は  
不要

Wordファイル等

4

その他  
参考資料

PDFファイル等

書式は自由です。  
PowerPoint形式の場  
合は、表記内容の位置  
ズレ等の確認のため同  
じ内容をPDF形式でも  
提出してください。

4-1

経費に係る  
根拠資料  
(見積書、設計書等)

PDFファイル等

4-2

会社概要  
パンフレット  
等

PDFファイル等

4-3

決算報告書

PDFファイル等

4-4

定款又は  
法人登記簿

PDFファイル等

4-5

その他  
事業内容に  
必要な補足資料

別添○  
関連資料

PDFファイル等

4-5

調査対象施設  
リスト

第1号事業

Excelファイル  
等

※ファイル名の先頭には、表 提出書類一覧の1～4と提出資料名、提出者が分かるようにしてください。  
例：1\_応募申請書（〇〇市）.word

※同一区分の中で複数のファイルがある場合は、子番号を付けてください。

例：4-1\_見積書（〇〇市）.pdf

4-2\_会社概要（〇〇株式会社）.pdf



# 応募申請方法

Jグランツを使用できない場合に限り電子メールによる提出を受け付けます。

## ◆電子メール（申請専用アドレス）

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

＜送付先＞ [s-jisso@rcespa.jp](mailto:s-jisso@rcespa.jp)

注) メールアドレスの「-」は半角ハイフンです

※持参による提出は受け付けません。

## ＜電子メール件名記載例＞

「株式会社□□ ○号事業 応募申請書提出」（1/3）

○の部分に事業名として下記番号のいずれか（例：1）を必ず記してください。

【提出期限・提出先】 **令和8年2月13日(金) 17時必着**

○期限を過ぎて着信した申請については、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

○メールでのご応募については、受信後に自動返信メールが送付されますので到着確認は当協会からの自動返信メールが届かない場合にのみご連絡ください。

メール本文及び応募申請書、(1)～(4)すべてで最大20MBまでとなりますのでご注意ください。

容量の関係で複数のメールに分けて送信される場合は、全体で何通のメールかがわかるように送信してください。

メールでの送付が難しい場合は次ページの方法にて対応してください。

番号	補助事業名	略称
1	公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業	公共施設調査
2	再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業	ゾーニング



## 応募に関する問い合わせ先

問い合わせは電子メールでお願いします。

記載例に従い、件名に法人名及び応募予定の事業名（略称）を記入してください。

メール件名に、貴社名及び事業名を必ず記入して下さい。

＜メール件名記入例＞

【○○県△△市】○号事業問合せ

＜問い合わせ先＞

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

問い合わせ用メールアドレス：[jisso07@rcespa.jp](mailto:jisso07@rcespa.jp)

＜問い合わせ期間＞

**令和8年2月12日（木）12時まで**

交付規程、公募要領、Q&A集を確認した後、お問合せください。



## (1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書に記載した内容については協会の許可なく変更することはできません。

## (2) 交付申請

公募により採択された事業者には補助金の交付申請書を提出して頂きます。（申請手続等は交付規程を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するものとなります。

なお、採択よりおよそ1ヶ月が交付申請書の提出期限となります。一日でも早く事業の開始ができるよう早いご提出をお願いいたします。

## (3) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。



## (4) 事業の開始について

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては 契約・発注日が、協会の交付決定日以降となるよう注意して下さい。

なお、協会における公募開始以降、交付決定前までの期間に他の事業者等と発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められます。

協会は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。

## (5) 補助事業の計画変更等について

交付申請時から、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更も含め事業内容に変更が発生しそうな場合は、事前に弊協会担当者までご一報ご連絡いただきますようお願いいたします。

変更されたい内容によって、手続き等内容（手続き不要、変更交付申請、計画変更承認申請、中止（廃止）承認申請等）が異なりますので、必要な手続き等についてご案内させていただきます。

申請やそれに伴う弊協会の承認手続きが必要な場合は、いずれも事前の手続きが原則となっております。

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談ください。



## (6) 完了実績報告及び書類審査等

**当該年度の補助事業が完了した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日（水）のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出いただきます。**

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

## (7) 補助金の支払い

補助事業者には、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後、協会から補助金を支払うこととなります。

## (8) 不正に対する交付決定の解除等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

## (9) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に事業の進捗に関する事業報告書を環境大臣又は大臣の指定する者に提出してください。



## (10) 本事業の実施に係る情報提供等

本事業の実施内容・成果については、地域資源の持続的な活用を通して地域の脱炭素化と他の地域課題の同時解決を図るモデルとして広く波及効果が期待されることから、全国展開のための広報活動に係る情報提供等をお願いします。

### ①環境省等への情報提供

本事業を通じて作成された成果物（報告書等）について、完了実績報告時に協会に提出してください。環境省は協会に提出された成果物について、地域脱炭素に関する調査・検討・広報等のために使用・公開する場合があります。

### ②事業完了後の進捗状況

補助事業者は、事業完了の翌年度以降の概ね3年程度の間、環境省又は受託者からの要請により、事業の進捗状況等について、情報提供やヒアリングをお願いする場合があります。



第1号事業において、民間事業者が地方公共団体との共同申請として本補助事業に申請することが条件ですが、以下についてご留意ください。

- ① 補助金は民間事業者に交付となる。
- ② 経費内訳は消費税抜きで記載のこと。
- ③ 補助事業完了日が属する年度の終了後、約3年程度の期間の間に、本補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた動きが確認できない場合、環境省から、代表申請者または、共同申請者に状況確認を行う。
- ④ 環境省による状況確認の結果、代表申請者の瑕疵あるいは悪質な行為によって共同申請者となる地方公共団体において太陽光発電設備等の導入事業の進捗を確認できない場合、または合理的な理由なく、補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた検討や取組が確認できない場合には、代表申請者に補助金の返還をさせる場合がある。
- ⑤ 本補助事業完了後の進捗状況については、年度事業報告書において詳細に報告すること。なお、年度事業報告書の提出にあたっては共同申請者と連携の上、共同申請者による本補助事業の調査結果を踏まえた取組の進捗についても報告すること。



## (1) 補助金の経理について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

## (2) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。



### (3) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

完了実績報告書の提出時に、様式第11による取得財産等管理台帳も提出してください。

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

### (4) 交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

### (5) 本補助事業で導入した設備及びシステムについては、導入後、別途環境省における委託事業において実証データの取得・分析等の実施を予定しています。

その際は、当該委託事業へ協力をお願いします。



## (6) その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

**地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、  
①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援**

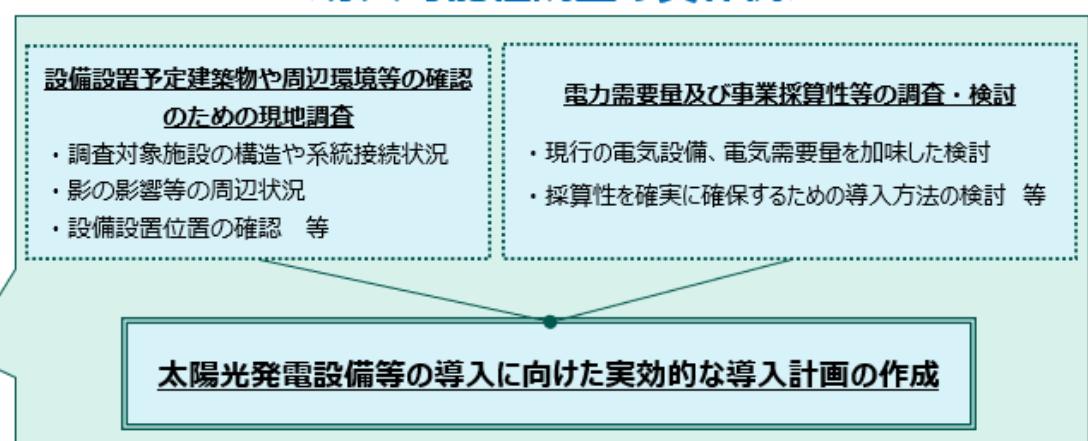


- ◆地方公共団体の公共施設に関しては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**2024年度までの導入量は0.189GW**にとどまっており、目標達成に向けた導入の加速化が必要。
- ◆本事業では、民間事業者・団体等を補助対象とし、地方公共団体との共同による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、電力需要量、事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することで、地方公共団体の公共施設等における最大限の再エネ設備の導入を図る。
  - 補助上限：1,000万円（対象施設数により上限1,500万円）
  - 補助率：1/2

**<太陽光発電設備等の導入フロー>**



**<導入可能性調査の具体例>**



**<公共施設等における再エネ設備の導入事例>**



武道館における太陽光発電設備設置（福知山市）



市庁舎駐車場におけるソーラーカーポート（宮古島市）



## 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

- 2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に向けて、**2030年度までに設置可能な公共施設等の約50%に太陽光発電設備を導入し（6.0GW）、2040年度までに100%導入**を目指す。
- 地方公共団体の公共施設においては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**令和6年度までの導入量は0.189GW**にとどまっており、目標達成に向けて導入を加速化していく必要がある。
- 本事業では、民間事業者・団体等との協働による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、電力需要量及び事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することで、事業採算性の重視により地方公共団体の公共施設等における最大限の再エネ設備の導入を図る。

### 【事業内容のイメージ（例）】

#### ① 事業者と自治体のマッチング



あの公共施設は太陽光導入のポテンシャルが高そうなので屋根を有効活用したい！

民間事業者  
・団体等

営業

声かけ

公共施設に太陽光導入するための可能性調査した  
いけど単独予算は少なく、自組織だけではどうしたら  
いいのかわからない…

特定の数施設だけ調査したいが、それだけでは応募  
要件の10施設以上にならない…



地方公共団体

- 複数地方公共団体を共同申請者として、単一の民間事業者等が申請することも可
- **補助上限は1,000万円（対象施設数により上限1,500万円）**  
(過年度事業では上限800万円)
- **補助率は1/2** (過年度事業では補助率3/4)

#### ② 共同して執行団体へ申請、採択



民間事業者・団体等  
(代表申請者)



地方公共団体  
(共同申請者)

申請

採択



- 合計10以上の公共施設を調査対象とすること（複数地方公共団体の施設を合算することも可）
- 実効的な導入計画策定に向けた詳細な調査・検討も可

#### ③ 補助事業の実施及び事業実施後



民間事業者・団体等  
(代表申請者)



地方公共団体  
(共同申請者)

事業報告

精算・支払い



次年度以降に太陽光導入  
に向けた発注等を行い、  
公共施設に太陽光発電設  
備を導入！

環境省等

- 民間事業者等は、その後の導入につながる調査や見積書の提出など、設備導入の実現に資する調査・報告を行う
- 当該事業終了後3年以内に設備導入を行う
- 環境省等による進捗の確認あり



## 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業 1 / 2

要件概要 (詳細は交付規程参照)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等に太陽光発電設備等を着実に導入するための調査・計画策定事業であること (※1、※2、※3)</li><li>・代表申請者は、共同申請者となる地方公共団体に対して、太陽光発電設備の導入に向けた調査の計画や内容、本補助事業に申請することについてあらかじめ説明していること。</li><li>・代表申請者は、共同申請者とともに調査対象施設の選定を行い、一覧を応募申請時に提出すること。</li><li>・代表申請者は、調査対象施設に対し、応募申請書別紙1記載のI～IVを必ず実施すること。 (※4)</li><li>・<b>必ず10以上の公共施設</b>（建築物が現存しない単独の公有地を除く）の導入調査を実施すること。</li><li>・共同申請者となる地方公共団体は、本補助事業調査結果を踏まえて検討した太陽光発電設備等の導入予定とその進捗状況について継続的に報告・公表すること。 (※5、※6)</li></ul>
補助対象者	・地方公共団体と共同申請する民間事業者（補助金の交付先は民間事業者）
補助率	1 / 2
補助上限額	調査対象施設数が20以下：1,000万円、 調査対象施設数が21以上：1,500万円
事業期間	交付決定日から令和9年2月28日まで



## 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業 2 / 2

- ※ 1 補助事業の完了日が属する年度の終了後、約3年程度の期間の間に、本補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた動きが確認できない場合、環境省から、代表申請者又は共同申請者に対し状況確認を行う。
- ※ 2 環境省による状況確認の結果、代表申請者の瑕疵あるいは悪質な行為によって共同申請者となる地方公共団体において太陽光発電設備等の導入事業の進捗を確認できない場合、又は合理的な理由なく、補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた検討や取組が確認できない場合には、代表申請者に補助金の返還をさせる場合がある。
- ※ 3 代表申請者は、本補助事業の成果物を、共同申請者の要請に応じて提供すること。
- ※ 4 対象事業の要件アの主旨を踏まえ、あらかじめ以下の項目に基づき共同申請者とともに調査対象施設の選定を行い、その一覧を応募申請時に提出すること。なお、必ず10以上の公共施設（建築物が現存しない単独の公有地を除く）の導入調査を実施すること。
- ・耐用年数が20年以上である
  - ・耐震性の有無
  - ・建物の図面や構造計算書がある
  - ・建物における空きスペースやその他構造物設置の有無
  - ・建物の改修履歴や今後の改修予定が判明している
  - ・建物所管部署による太陽光発電設備等の導入に向けた検討への合意
- なお、必ずしも1つの地方公共団体域内で10以上の施設の導入調査を実施しないといけないというわけではない。
- ※ 5 本補助事業完了後の進捗状況については、年度事業報告書において詳細に報告すること。  
なお、年度事業報告書の提出にあたっては共同申請者と連携の上、共同申請者による本補助事業の調査結果を踏まえた取組の進捗についても報告すること。
- ※ 6 本事業は、脱炭素先行地域といった先進的取組に至っていない地方公共団体を重点的に支援する事業であることから、共同申請者である地方公共団体が、これまでに脱炭素先行地域づくり事業に選定、又は、重点対策加速化事業に採択された地方公共団体が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。



## 施設数について①

公共施設の数とは施設名単位であり、建築物名称単位ではありません。調査対象施設リストにて、1つの施設名に複数の建築物名称があり、調査対象としている場合は「1」と数えてください。

太陽光発電をはじめ、施設に再エネ導入を計画する場合、その施設の電力需要に合わせた適正規模の設備容量を算定する必要があり、建築物単位を1調査単位とするのは合理的でないため。

(電力系統等により合理性を判断してください。)

例①	学校	校舎1、校舎2、体育館、給食設備等をまとめて1施設と数える。 場合によっては付属する学童保育施設等もまとめて1施設と数える。
例②	運動公園	同住所に体育館、球場、武道館等複数の建築物がある場合は、個別に数えるのが基本だが、合理性の観点に従ってまとめて1施設と数えること可能。
例③	駐車場	施設の付属として扱い、駐車場単独では1施設と数えない。 庁舎駐車場は庁舎とまとめて1施設と数える。 運動公園の駐車場は、運動公園を1施設と数えるならば、複数の駐車場でもまとめて1施設、体育館単独で1施設と数えるならば体育館の駐車場のみまとめて1施設等。
例④	遊休地	遊休地単独の調査は可能だが、調査施設数に含めない。 隣接の施設と一体で調査する場合は、その施設とまとめて1施設と数える。
例⑤	公営住宅	複数の棟をまとめて1施設と数える。道路等で隔てられている場合は、分けて数えることが可能。
例⑥	複合施設	図書館、出先窓口等が1つの建築物にある場合は、まとめて1施設と数える。



## 調査対象施設数について②

### 必ず10以上の施設を調査対象施設とすること。

- ①「施設名」欄に、一次的なスクリーニングの対象とした施設を、「建築物名称」毎にご記入ください。
- ②「建築物名称」毎に、本リストに記載の「簡易的な設置可能判断基準（参考基準）」等による一次的なスクリーニングを行ってください。
- ・「参考基準」を活用する場合、以下の点に留意してください。
    - ・「耐震基準」、「空きスペース」、「所管部署の合意」の項目に×がついた建物は、調査対象施設からは外してください。
    - ・「構造計算書（構造計算書の有無）」及び「建物に関する図面（図面の有無）」の両方に「×」がついた建物も、調査対象施設からは外してください。
    - ・一次的なスクリーニングを行うにあたり独自の判断基準を用いた場合は、「その他検討項目」に使用した判断基準を記載してください。（記載欄が足りない場合は適宜追加してください。）
- ③「過去の調査履歴」については、共同申請者である地方公共団体が下記事業に採択された経験がある場合に、その事業を活用して調査を行った建物ではないことを確認できたら○を記入してください。
- ・令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の3」、  
令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第2号事業」
    - ・令和3年度当初予算、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算、  
令和5年度当初予算、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算「地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業（2号事業）」
- ④②～③を踏まえ、要件ウの調査対象とする施設については、「調査対象施設」の欄に施設名ごとに同じ番号を記入してください。10以上の公共施設での調査が要件であるため、「調査対象施設」の欄に10以上の数字が登場することが必須となります。ご注意ください。
- ⑤完了実績報告時には、計画策定対象となった施設について、「計画策定の対象となった施設」の欄に○を記載した上で完了実績報告書とあわせて提出してください。



### 施設数について③

## リスト記入イメージ

I で調査対象施設とする施設数  
10以上



RCESPA

## 第2号事業

別紙

## 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業 1 / 2

## 要件概要

- ア 地域と共生する再エネ（陸上風力、太陽光等）の導入拡大を図る目的で、以下のゾーニング等の取組を行う事業であり、本事業の成果物であるゾーニングマップ等が、地域における再エネ促進区域設定の際の合意形成や再エネ導入にあたって考慮すべき地域の環境への配慮事項の設定等に活用されるものであること。
- ゾーニング等の取組を行う事業：最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）の定め方を参考に、以下の事項を記載したゾーニング報告書を取りまとめる事業
- ・ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等が整理され、適正な環境配慮を促すことができるもの（※1）
  - ・ゾーニングマップの根拠となるレイヤー情報等が記載されたもの
- イ アの取組の結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること
- ウ アの取組の結果は、取りまとめ後に地方公共団体実行計画（区域施策編）における「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等※2」に適切に反映されることが前提であること※3
- エ アの取組を行う上で必要な調査・検討内容が、次に掲げる事業のいずれかに該当すること
- I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業
  - II Iに追加的な環境調査等を実施する事業
  - III I及びIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業
  - IV IからIIIを踏まえたゾーニングマップを作成する事業

# 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業 2 / 2

- ※1 原則として、レイヤーの選定は最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）の定め方を参考に行うこととする。  
地域特性等の事情から本マニュアルに記載のない事項を新たに追加し、ゾーニングマップを作成・検討する場合には、当該事項が必要な理由について、合理的な説明を求めことがある。
- ※2 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を全て定めたもの、又は同法第21条第7項に規定する都道府県が定める基準のことをいう
- ※3 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても本事業の取組の結果を適切に反映した（「温対法第21条第5項各号」を設定又は改定、都道府県が単独で事業を行なう場合にあっては「都道府県基準」を策定又は改定（以下「策定等」という。））地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定等されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定等しない場合については補助金を返還させることがある。

RCESPA  
Regional Center for Sustainable Energy Policy and Action

## 第2号事業

別紙

## 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業

補助対象者	・地方公共団体 (都道府県、市町村、特別区。以下第2事業において同じ。) 複数の地方公共団体で共同申請する場合、本補助金の申請等を行う 地方公共団体を補助金の交付の対象となる代表者 (以下「代表申請者」という。)とし、他を共同申請者とする。(※1)
補助率	3/4
補助上限額	2,500万円
事業期間	交付決定日から令和9年2月28日まで

※1 なお、本事業は、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に定める地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定等を目的とした取組を支援する事業であることから、都道府県が代表申請者となり、複数の市町村又は特別区と共同申請するなど、複数の地方公共団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定が図られる場合は、単独の地方公共団体による申請よりも優先して交付対象とする。また、本事業は、脱炭素先行地域といった先進的取組に至っていない地方公共団体を重点的に支援する事業であることから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業）に採択された市町村又は特別区が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。



## 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業 申請にあたっての留意事項

1. 都道府県が単独で申請した場合は、都道府県基準の策定または、改定が必要となります。
2. 共同申請の場合は、共同申請者となった地方公共団体において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域）の設定又は改定が必須となります。  
都道府県基準の策定等は必須ではありません。
3. 補助対象外について

「地域の関係者等と合意形成を行うための会議等の開催」や「地域住民等に対して普及啓発し再エネ導入促進に向けた理解醸成を図る事業」は補助対象外です。  
ただし、ゾーニングマップ作成に必要な情報収集としての地域の関係者や地域住民等に対するヒアリングは補助対象となります。

4. 補助金上限額は合計で2,500万円です。

共同申請の場合、共同申請者数×2,500万円ではありません。

**END**